

市川市人事行政運営等の状況

地方公共団体の人事行政運営の公正性、透明性を高めることを狙い、地方公務員法第58条の2に「人事行政の運営等の状況の公表」が追加され平成17年4月1日から施行されました。これを受けて、市川市でも、平成17年6月27日に、市職員の給与、職員採用や福利厚生制度などの公表を義務付けた「市川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を施行したところです。

このたび、この条例に基づき、平成16年度の人事や給与、福利などの実態を市民の皆さんにご理解いただくためにお知らせいたします。

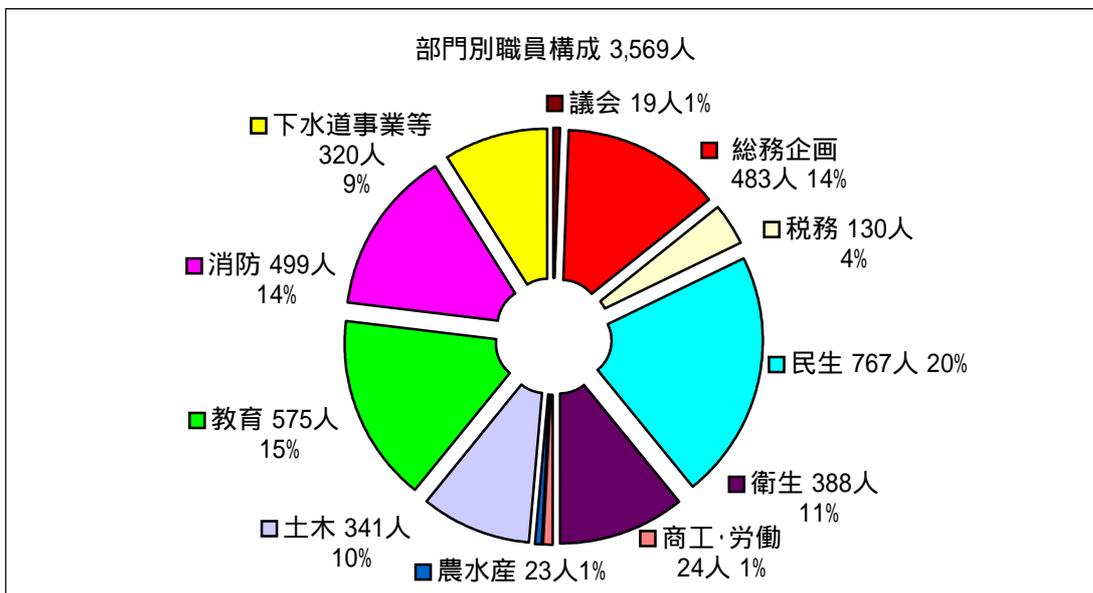
これに伴い、昨年まで公表してまいりました職員給与等の状況につきましては、今後、市川市人事行政運営等の状況の公表の中で併せてお知らせいたします。また、職員給与等の状況につきましては、他団体との比較などを追加した詳細な内容のものを平成18年3月に総務部職員課のホームページに掲載する予定です。

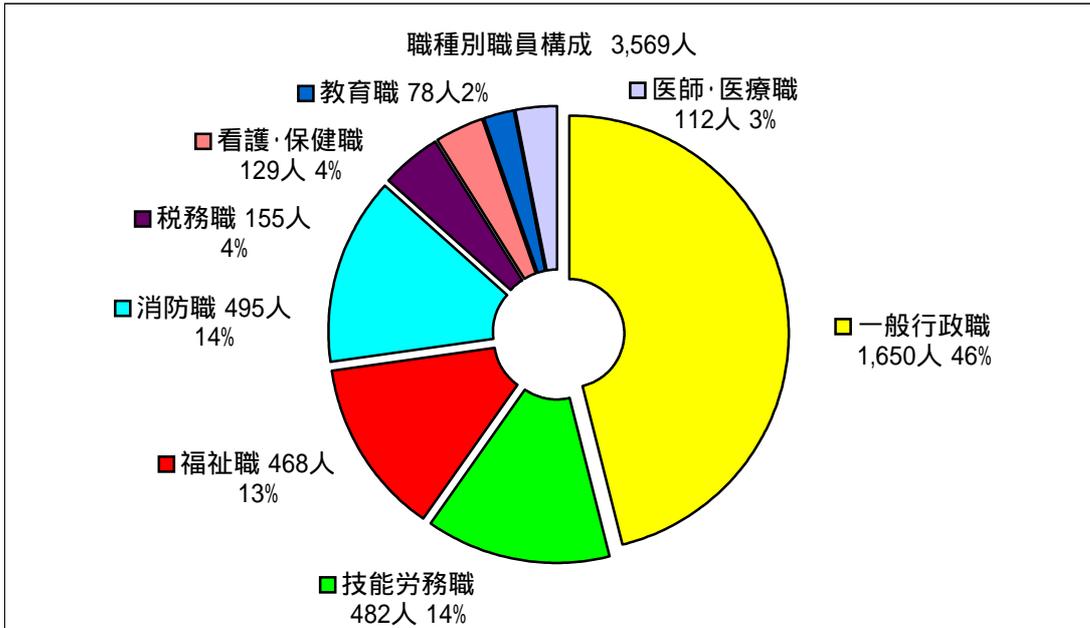
1. 職員の任免および職員数等に関する状況

部門別職員数の状況 (平成17年4月1日現在)

| 区 分 部 門 | | 職員数 | | | | 対前年度増減数 | | | |
|------------|------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 |
| 一般行政部門 | 議会 | 19 | 19 | 19 | 19 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 総務企画 | 480 | 480 | 479 | 483 | 12 | 0 | 1 | 4 |
| | 税務 | 129 | 128 | 127 | 130 | 3 | 1 | 1 | 3 |
| | 民生 | 799 | 785 | 778 | 767 | 10 | 14 | 7 | 11 |
| | 衛生 | 447 | 428 | 409 | 388 | 1 | 19 | 19 | 21 |
| | 労働 | 9 | 8 | 7 | 7 | 4 | 1 | 1 | 0 |
| | 農林水産 | 23 | 24 | 23 | 23 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | 商工 | 20 | 18 | 17 | 17 | 2 | 2 | 1 | 0 |
| | 土木 | 343 | 343 | 343 | 341 | 7 | 0 | 0 | 2 |
| | 小計 | 2,269 | 2,233 | 2,202 | 2,175 | 16 | 36 | 31 | 27 |
| 特別行政部門 | 教育 | 659 | 634 | 599 | 575 | 48 | 25 | 35 | 24 |
| | 消防 | 501 | 499 | 499 | 499 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| | 小計 | 1,160 | 1,133 | 1,098 | 1,074 | 49 | 27 | 35 | 24 |
| 普通会計計 | | 3,429 | 3,366 | 3,300 | 3,249 | 65 | 63 | 66 | 51 |
| 公営企業部門等 | 病院 | 91 | 93 | 94 | 99 | 6 | 2 | 1 | 5 |
| | 下水道 | 59 | 55 | 56 | 56 | 2 | 4 | 1 | 0 |
| | その他 | 158 | 166 | 169 | 165 | 4 | 8 | 3 | 4 |
| | 小計 | 308 | 314 | 319 | 320 | 12 | 6 | 5 | 1 |
| 合 計 | | 3,737 | 3,680 | 3,619 | 3,569 | 53 | 57 | 61 | 50 |

(注) 1. 職員数は一般職に属する職員数であり、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。
2. 総務企画に市川浦安市民病院理事を含み、教育には教育長は含んでいません。





職員の採用および退職の状況

採用者数 (平成16年度)

| 職種 | 採用者数 |
|-------|------|
| 土木技師 | 1人 |
| 一般行政職 | 64人 |
| 保育士 | 2人 |
| 幼稚園教諭 | 2人 |
| 医師 | 4人 |
| 理学療法士 | 2人 |
| 作業療法士 | 1人 |
| 消防吏員 | 8人 |
| 計 | 84人 |

職員採用試験の状況 (平成16年4月1日)

| 職種 | 応募者数 | 合格者数 |
|-------|--------|------|
| 一般行政職 | 5,350人 | 39人 |
| 保育士 | 46人 | 2人 |
| 幼稚園教諭 | 29人 | 2人 |
| 理学療法士 | 11人 | 2人 |
| 作業療法士 | 15人 | 1人 |
| 消防吏員 | 45人 | 8人 |
| 計 | 5,496人 | 54人 |

(注) 左表との差である30人の主なものは、学校からの出向者です。

退職者数 (平成16年度)

| 退職事由 | 退職者数 |
|------|------|
| 定年 | 62人 |
| 勸奨 | 25人 |
| 普通 | 50人 |
| 死亡 | 4人 |
| 計 | 141人 |

2. 人件費の状況 (平成16年度普通会計決算)

人件費とは一般職員に支給される給与と市長や議員など特別職に支給される給料、報酬、手当のほか共済費(社会保険料の事業主負担分に相当するもの)などを含む経費の合計をいいます。

平成16年度の普通会計決算における人件費の状況は下表のとおりです。

| 住民基本台帳人口 (平成17年3月31日現在) | 歳出額 A | 実質収支 | 人件費 B | 人件費率 B / A | (参考) 15年度の人件費率 |
|----------------------------|---------------|-------------|--------------|---------------|-------------------|
| 452,905人 | 110,894,902千円 | 3,547,392千円 | 32,211,707千円 | 29.0% | 29.4% |

3. 職員給与費の状況

平成17年度一般会計当初予算における職員給与費の状況は下表のとおりです。

| 職員数 A | 給 与 | | | 費 計 B | 一人当たり給与費 B / A |
|-----------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------------|
| | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | | |
| 3,263人 (68人) | 14,821,538千円 | 4,404,390千円 | 6,511,917千円 | 25,737,845千円 | 7,727千円 |

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。

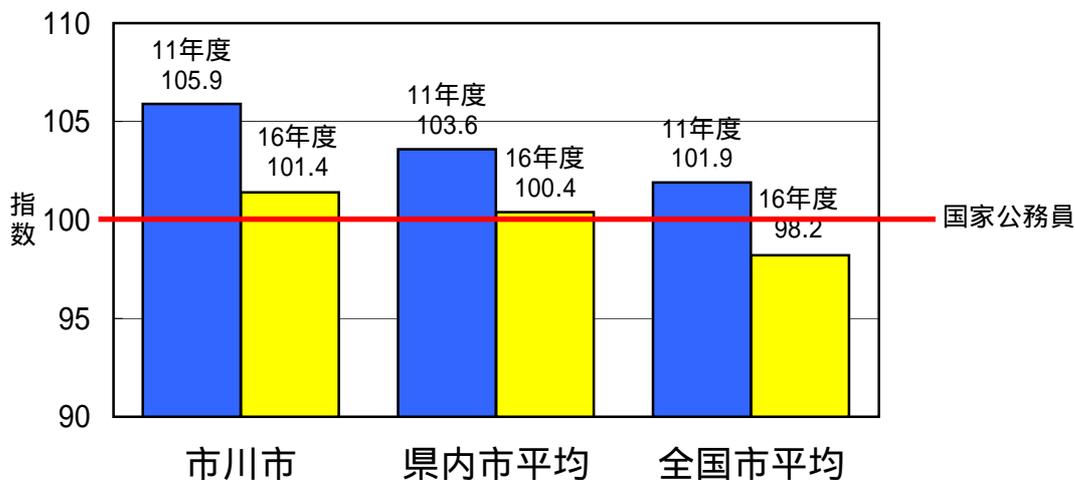
2. ()は再任用短時間勤務職員で外書です。

4. 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成17年4月1日現在)

| 区 分 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
|---------|-----------|-----------|---------|
| 一般行政職 | 388,400 円 | 515,623 円 | 44歳10ヶ月 |
| 技能労務職 | 349,000 円 | 429,965 円 | 47歳7ヶ月 |
| うち清掃職員 | 347,900 円 | 446,370 円 | / |
| うち学校給食員 | 345,900 円 | 412,979 円 | |
| うち用務員 | 341,600 円 | 414,636 円 | |
| 幼稚園教育職 | 366,300 円 | 425,761 円 | 42歳11ヶ月 |

(注) 平均給与月額は、給料と職員手当(期末・勤勉・退職手当を除く)の合計です。

ラスパイレース指数



(注) ラスパイレース指数とは、国家公務員(一般行政職)の給料を100として比較した給料水準です。

5. 職員の初任給の状況 (平成17年4月1日現在)

学校卒業後すぐに採用された者の初任給と、その後引き続き2年間勤務したときの給料月額は下表のとおりです。

| 区 分 | 市 川 市 | | 国 | | |
|-------|-------|------------|-----------|------------|-----------|
| | 決定初任給 | 採用2年経過日給料額 | 決定初任給 | 採用2年経過日給料額 | |
| 一般行政職 | 大学卒 | 174,800 円 | 188,100 円 | 179,800 円 | 198,600 円 |
| | 高校卒 | 149,800 円 | 162,200 円 | 138,800 円 | 148,500 円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 152,300 円 | 164,400 円 | / | |
| | 中学卒 | 142,000 円 | 152,300 円 | | |

6. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成17年4月1日現在)

一般行政職、技能労務職、教育職の経験年数別、学歴別の平均給料月額は下表のとおりです。

| 区 分 | 経験年数 10 年 | 経験年数 15 年 | 経験年数 20 年 | |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 270,700 円 | 321,400 円 | 389,600 円 |
| | 高校卒 | 219,300 円 | 270,700 円 | 321,400 円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 該当なし | 269,800 円 | 302,900 円 |
| | 中学卒 | 該当なし | 227,200 円 | 277,900 円 |
| 教育職 | 大学卒 | 該当なし | 321,400 円 | 該当なし |
| | 高校卒 | 該当なし | 該当なし | 371,000 円 |

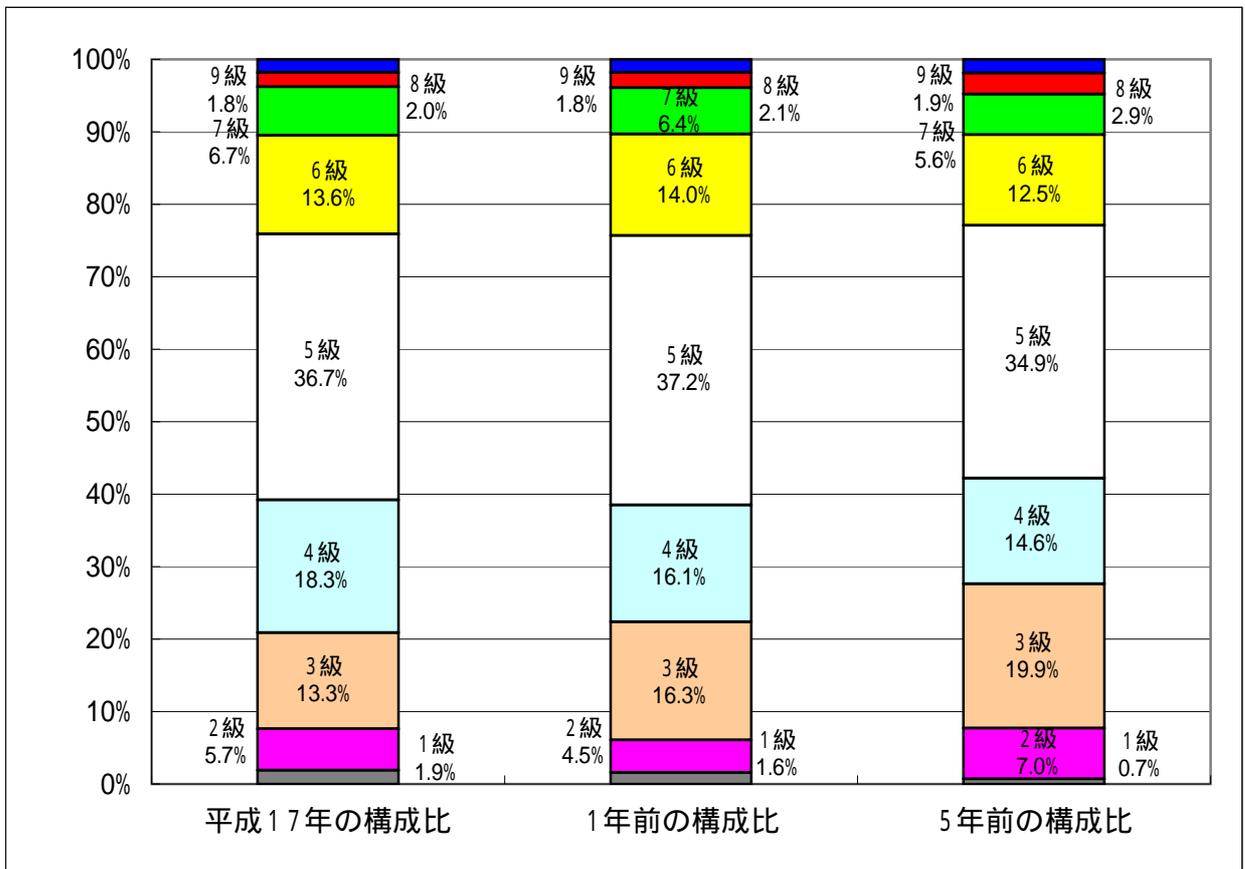
(注) 経験年数には、採用前に民間勤務歴がある場合等、その期間を換算し採用後の年数に加算した年数も含まれます。

7. 一般行政職の級別職員数の状況 (平成17年4月1日現在)

一般行政職の級別職員数とその構成は下表のとおりです。

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 計 |
|-----------|---------|------|--------------|-------|-------|--------|------------------|------------------|------------------|-------------|
| 標準的な職務内容 | 主事補 | 主事 | 主任 | 主査 | 副主幹 | 主幹 | 課長 | 次長 | 部長 | |
| 職員数 | 32人 | 94人 | 219人 (48人) | 301人 | 605人 | 224人 | 111人 | 33人 | 30人 | 1,649人(48人) |
| 構成比 | 1.9% | 5.7% | 13.3% (100%) | 18.3% | 36.7% | 13.6% | 6.7% | 2.0% | 1.8% | 100% (100%) |
| 参考 | 1年前の構成比 | 1.6% | 16.3% (100%) | 16.1% | 37.2% | 14.0% | 6.4% | 2.1% | 1.8% | 100% (100%) |
| | 5年前の構成比 | 0.7% | 7.0% | 19.9% | 14.6% | 34.9% | 12.5% | 5.6% | 1.9% | 100% |
| 管理職手当支給割合 | - | - | - | - | - | 13/100 | 14/100 16/100 | 16/100 17/100 | 17/100 21/100 | |

- (注) 1. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 2. 6級以上の職員には、職務に応じた割合で管理職手当が支給されます。
 3. () 内は、再任用短時間勤務職員で外書です。



8. 昇給期間短縮の状況

職員は通常12ヶ月間良好な成績で勤務したとき昇給しますが、勤務成績が特に良好な場合などには、この昇給期間が短縮されます。短縮の状況は下表のとおりです。

| 区 | 分 | 計 | 一般行政職 | 技能労務職 |
|------|----------------------------|--------|--------|-------|
| 16年度 | 職員数 A | 2,131人 | 1,649人 | 482人 |
| | 普通昇給期間(12ヶ月)を短縮して昇給した職員数 B | 30人 | 26人 | 4人 |
| | 比率 B / A | 1.4% | 1.6% | 0.8% |
| 15年度 | 職員数 A | 2,173人 | 1,659人 | 514人 |
| | 普通昇給期間(12ヶ月)を短縮して昇給した職員数 B | 59人 | 42人 | 17人 |
| | 比率 B / A | 2.7% | 2.5% | 3.3% |

(注) 昇給期間の短縮には、昇給に伴う短縮のほか、初任給調整による短縮が含まれます。

9. 期末手当・勤勉手当 (平成16年度)

期末・勤勉手当は、民間企業の賞与などに相当するものです。職員に支給された割合は下表のとおりです。

| 区分 | 市 川 市 | | | 国 | | |
|------|----------------------|--------|--------------|----------------------|--------|--------|
| | 支給実績(16年度決算) | | 6,199,979 千円 | - | | |
| | 1人当たり年間平均支給額 | | 1,805 千円 | | | |
| | 期末 | 勤勉 | 計 | 期末 | 勤勉 | 計 |
| 6月期 | 1.4ヶ月分 | 0.7ヶ月分 | 2.1ヶ月分 | 1.4ヶ月分 | 0.7ヶ月分 | 2.1ヶ月分 |
| 12月期 | 1.6ヶ月分 | 0.7ヶ月分 | 2.3ヶ月分 | 1.6ヶ月分 | 0.7ヶ月分 | 2.3ヶ月分 |
| 計 | 3.0ヶ月分 | 1.4ヶ月分 | 4.4ヶ月分 | 3.0ヶ月分 | 1.4ヶ月分 | 4.4ヶ月分 |
| | 職制上の段階、職務の級等による加算措置有 | | | 職制上の段階、職務の級等による加算措置有 | | |

10. 退職手当の状況 (平成17年4月1日現在)

職員が退職した場合に支給される退職手当は、退職時の給料月額に退職事由や勤続年数に応じた一定の率を乗じて得た額になります。

| 市 川 市 | | | 国 | | |
|------------|--|-----------|----------|-----------------------------|----------|
| (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 21.00 月分 | 29.484 月分 | 勤続20年 | 21.00 月分 | 27.30 月分 |
| 勤続25年 | 33.75 月分 | 42.12 月分 | 勤続25年 | 33.75 月分 | 42.12 月分 |
| 勤続35年 | 47.50 月分 | 59.28 月分 | 勤続35年 | 47.50 月分 | 59.28 月分 |
| 最高限度額 | 59.28 月分 | 59.28 月分 | 最高限度額 | 59.28 月分 | 59.28 月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (退職時特別昇給 1号) (2% ~ 20%加算) | | その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (2% ~ 20%加算) | |
| 1人当たり平均支給額 | 9,795 千円 | 27,494 千円 | | | |

11. 職員手当の状況 (平成17年4月1日現在)

調整手当

| | | | |
|-------------------------|------|--------------|-----------|
| 支給実績(16年度決算) | | 1,509,036 千円 | |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算) | | 439,439 円 | |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 国の制度(支給率) |
| 市川市 | 10 % | 3568人(68人) | 3 % |

(注) ()内は、再任用短時間勤務職員で外書です。

特殊勤務手当

| 支給実績(16年度決算) | | 94,775 千円 | |
|-------------------------|------------------------|----------------|--------------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算) | | 70,674 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度) | | 46.5 % | |
| 手当の種類(手当数) | | 35 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 徴収手当 | 市税等歳入の徴収に従事した職員 | 市税、保育料等徴収 | 日額280円 |
| 滞納処分手当 | 財産差押に従事した職員 | 市税、国保税等差押 | 日額300円 |
| 調査手当 | 市税の賦課調査等に従事した職員 | 税の賦課、評価調査 | 日額170円、220円 |
| 財産取得交渉手当 | 財産の取得交渉に従事した職員 | 財産の取得交渉 | 日額350円 |
| 社会福祉指導手当 | 社会福祉主事等の職務に従事した職員 | 社会福祉主事等の職務 | 月額3,700円、4,500円 |
| 心身障害者訓練手当 | 心身障害者指導訓練に従事した職員 | 心身障害者指導訓練 | 月額4,500円 |
| 介護手当 | 心身障害者又は老人の介護に従事した職員 | 心身障害者等介護 | 日額300円 |
| 行旅死病人取扱手当 | 行旅死病人の収容処理に従事した職員 | 行旅死病人取扱 | 1件当たり2,500円、3,500円 |
| 医務手当 | 医療施設等の医師、歯科医師 | 診療、救護、保健指導 | 月額140,000円 |
| 放射線取扱手当 | エックス線等の取扱に従事した職員 | エックス線放射線取扱 | 日額200円 |
| 夜間看護等手当 | 病院、介護老人保健施設に勤務する職員 | 深夜にわたった看護、介護 | 1回3,400円、6,800円 |
| 感染症消毒作業手当 | 感染症の消毒作業に従事した職員 | 法に規定する一類～三類感染症 | 日額600円 |
| 健康相談指導手当 | 結核患者の健康相談、指導に従事した職員 | 結核患者の健康相談、指導 | 日額200円 |
| 予防接種勤務手当 | 予防接種に従事した保健師、看護師 | 予防接種業務 | 日額150円 |
| 臨床検査手当 | 病院、介護老人保健施設に勤務する職員 | 採血、生化学検査 | 日額200円 |
| 施設勤務手当 | 作業環境が特殊な施設等に勤務する職員 | 施設勤務 | 月額2,000円、4,500円 |
| 変則勤務手当 | 変則勤務をする職員 | 変則勤務 | 月額500円 |
| 土曜日曜勤務手当 | 土曜日曜に正規勤務時間を割振られた職員 | 土曜日曜正規勤務 | 日額800円 |
| 特定自動車運転手当 | 乗車定員30人以上のバスの運転に従事した職員 | 運転業務 | 日額450円 |
| 清掃作業手当 | ごみの収集、処理作業等に従事した職員 | ごみの収集、処理等業務 | 日額450円 |
| 葬儀作業手当 | 火葬、納骨等に従事した職員 | 葬儀作業 | 日額450円 |
| 動物死体処理作業手当 | 動物死体の処理作業に従事した職員 | 動物死体処理作業 | 1件当たり120円 |
| 水洗便所、浄化槽検査指導手当 | 浄化槽の管理指導等に従事した職員 | 検査、管理指導業務 | 日額250円 |
| 特定化学物質取扱手当 | 特定化学物質の取扱に従事した職員 | 特定化学物質取扱業務 | 日額300円 |
| 土木作業手当 | 土木、公園の作業に従事した職員 | 道路補修、草刈消毒等 | 日額450円 |
| 給食調理手当 | 給食調理に従事した職員 | 給食調理業務 | 日額250円 |
| 守衛業務手当 | 守衛業務に従事した職員 | 守衛業務 | 月額4,000円 |
| ホイヤ-取扱手当 | ホイヤ-の取扱に従事した職員 | ホイヤ-取扱業務 | 日額250円 |
| 飼育作業手当 | 動物園に勤務する職員 | 動物飼育作業 | 月額4,000円 |
| 出動手当 | 消防職員 | 火災、救急業務等 | 1回140円～500円 |
| 機関勤務手当 | 消防職員 | 消防車、救急車の運転業務 | 1勤務180円～220円 |
| 消防夜間特殊業務手当 | 消防職員 | 夜間特殊業務 | 1回260円 |
| 消防特別救助隊員手当 | 消防職員 | 特別救助隊員業務 | 月額2,800円 |
| 潜水作業手当 | 消防職員 | 潜水作業 | 1回300円 |
| 年末年始勤務手当 | 年末年始に勤務した職員 | 年末年始勤務 | 1時間800円(8時間限度) |

時間外勤務手当

| | |
|-------------------------|------------|
| 支給実績(16年度決算) | 904,866 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算) | 309 千円 |
| 支給実績(15年度決算) | 908,145 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(15年度決算) | 306 千円 |

その他の手当

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国の制度 | 支給実績 (16年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算) |
|------------|---|---|------------------|---------------------------------|
| 扶養手当 | 配偶者 13,500円 その他親族2人まで6,000円/人(扶養親族でない配偶者がある場合は1人目6,500円、配偶者がいない場合は1人目11,000円) 3人目以降5,000円/人 満16歳の年度初めから満22歳の年度末まで子1人5,000円加算 | 同左 | 419,322 千円 | 230,270 円 |
| 住居手当 | 借家の場合(家賃6,000円を超える場合に限り)家賃の額に応じて月額27,000円を限度に支給 持家かつ世帯主の場合10,000円/月支給 | 借家(家賃12,000円超に限り)限度額は市と同じ 自宅の場合新築・購入後5年間のみ月額2,500円支給 | 316,662 千円 | 100,400 円 |
| 通勤手当 | 電車 6ヶ月定期相当額支給 バス回数券相当額支給 自転車・自家用車等を使用する場合距離に応じて2,000円から24,500円まで支給 | 電車、バスを利用する場合6ヶ月定期を基礎として1ヶ月あたり55,000円まで全額支給 自転車・自家用車等を使用する場合は市と同じ | 324,127 千円 | 108,258 円 |
| 管理職手当 | 給料月額に対し13%~21%を職務に応じて支給 | 俸給月額に対し8%~25%を官職に応じて支給 | 406,904 千円 | 804,158 円 |
| 休日勤務手当 | 休日等において勤務した場合、時間単価の100分の135~160の範囲で支給 | 同左 | 179,592 千円 | 61,336 円 |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時まで勤務する職員に対し、その勤務1時間につき勤務1時間あたりの給与額の100分の25を支給 | 同左 | 55,311 千円 | 133,925 円 |
| 宿日直手当 | 宿日直勤務を命ぜられた職員は、その勤務1回につき4,200円(医師は20,000円)を支給 | 同左 | 473 千円 | 118,250 円 |
| 管理職員特別勤務手当 | 管理職員が週休日又は休日に本来業務以外で勤務した場合に職務に応じて5,000円~12,000円の範囲で支給 | 官職に応じて4,000円~18,000円の範囲で支給 | 5,075 千円 | 10,029 円 |
| 災害派遣手当 | 災害対策基本法等により災害応急対又は災害復旧のため派遣された職員が市内に滞在することを要する場合に支給する1日3,970円~6,620円 | 制度なし | - 千円 | - 円 |

12. 特別職の報酬等の状況 (平成17年4月1日現在)

特別職の給料、報酬等は平成15年7月1日より、退職手当は平成17年3月30日より下表のようになっています。

| 区 分 | | 月 額 | 期 末 手 当 | 退 職 手 当 |
|-----|-----|-------------|------------------------|----------------------------------|
| 給 料 | 市 長 | 1,067,000 円 | (平成16年度) 6月期 2.1ヶ月分 | 給料月額 × 在職月数 × 0.57 (改正前の支給率 0.7) |
| | 助 役 | 879,000 円 | | 給料月額 × 在職月数 × 0.36 (改正前の支給率 0.4) |
| | 収入役 | 765,000 円 | | 給料月額 × 在職月数 × 0.26 (改正前の支給率 0.3) |
| 報 酬 | 議 長 | 760,000 円 | 12月期 2.3ヶ月分 | |
| | 副議長 | 685,000 円 | 計 4.4ヶ月分 | |
| | 議 員 | 634,000 円 | | |

(注) 退職手当は任期毎の支給です。

13. 勤務時間その他勤務条件の状況

勤務時間

職員の勤務時間は原則として次のとおりです。(平成17年4月1日現在)

| | |
|------|---|
| 勤務時間 | 午前8時40分から午後5時10分まで (休憩時間を除いて7時間45分で1週間あたり38時間45分) |
| 休憩時間 | 午後0時15分から午後1時まで (45分) |
| 休息時間 | 午後0時から午後0時15分まで及び午後3時から午後3時15分まで (各15分で勤務時間に含まれる。) |

休暇制度

職員の休暇制度は次のとおりです。(平成17年4月1日現在)

| 有給休暇 | <p>年次休暇 (1暦年につき20日付与され、20日を限度に翌年に繰り越すことができる。) [平成16年度の取得状況] 1人平均日数:13.8日</p> | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------|----|---|----------|---------------------------------|----------|---|------------------|--------------------|----------|---|----------|
| | <p>病気休暇 (負傷又は疾病により療養を要する場合取得できる。)</p> | | | | | | | | | | | | |
| | <p>特別休暇(19種類)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原因</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による交通の制限又は遮断</td> <td>必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td>2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害による交通の遮断</td> <td>必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td>3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害による職員の現住居の滅失又は破壊</td> <td>7日以内において必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td>4 交通機関の事故等の不可抗力の事故</td> <td>必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td>5 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭</td> <td>必要と認める期間</td> </tr> </tbody> </table> | 原因 | 期間 | 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による交通の制限又は遮断 | 必要と認める期間 | 2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害による交通の遮断 | 必要と認める期間 | 3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害による職員の現住居の滅失又は破壊 | 7日以内において必要と認める期間 | 4 交通機関の事故等の不可抗力の事故 | 必要と認める期間 | 5 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭 | 必要と認める期間 |
| | 原因 | 期間 | | | | | | | | | | | |
| | 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による交通の制限又は遮断 | 必要と認める期間 | | | | | | | | | | | |
| | 2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害による交通の遮断 | 必要と認める期間 | | | | | | | | | | | |
| 3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害による職員の現住居の滅失又は破壊 | 7日以内において必要と認める期間 | | | | | | | | | | | | |
| 4 交通機関の事故等の不可抗力の事故 | 必要と認める期間 | | | | | | | | | | | | |
| 5 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭 | 必要と認める期間 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

有給休暇

| | |
|---|--|
| <p>6 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をするとき</p> | <p>必要と認める期間</p> |
| <p>7 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が別に定めるものにおける活動</p> <p>ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> | <p>1年につき5日以内において必要と認める期間</p> |
| <p>8 選挙権その他の公民権の行使</p> | <p>必要と認める期間</p> |
| <p>9 婚姻したとき</p> | <p>7日以内において必要と認める期間</p> |
| <p>10 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が分べんするとき</p> | <p>配偶者の分べん予定日以前3週間に当たる日から分べん日後3週間を経過する日までの期間内において5日以内で必要と認める期間</p> |
| <p>11 配偶者の分べん予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)に当たる日から分べん日後8週間を経過する日までの期間内に、当該分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する男性職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p> | <p>配偶者の分べん予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)に当たる日から分べん日後8週間を経過する日までの期間内において5日(当該分べんに係る子が2人以上である場合にあつては、5日に当該2人目以降の子1人につき2日を加えた日数)以内で必要と認める期間</p> |
| <p>12 職員が分べんするとき</p> | <p>医師又は助産師の証明に基づき分べん予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)に当たる日から分べん日後8週間を経過する日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間</p> |
| <p>13 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与えるとき</p> | <p>勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて1時間を超えない範囲内において必要と認める期間</p> |

| | | |
|------|---|--|
| 有給休暇 | 14 妊娠中の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診断を受けるとき | 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、1回当たりの時間は、1日の正規の勤務時間の範囲内において必要と認められる時間とする。 |
| | 15 職員が生後3年に達しない子を育てるとき | 1日2回 1回45分(職員がこの項の休暇を使用しようとする日において、その子の当該職員以外の親が同日にこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ45分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間) |
| | 16 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)、健康診断又は予防接種のため勤務しないことが相当であると認められるとき | 1年につき5日(養育する中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)が2人以上いる場合にあっては、5日に当該2人目以降の子1人につき2日を加えた日数)以内において必要と認める期間 |
| | 17 女性職員が生理日において勤務することが著しく困難であるとき | 2日を超えない範囲内において女性職員が請求した期間 |
| | 18 忌引 | 別表に定める期間内において必要と認める期間 |
| | 19 職員の福利厚生計画の実施 | 必要と認める期間 |
| 無給休暇 | 組合休暇 (職員団体の業務又は活動に従事する場合取得できる。) | |
| | 介護休暇 (配偶者又は2親等以内の親族の介護にあたる場合取得できる。) [平成16年度の取得状況] 取得者:述べ13人 取得期間:1月以下 6人、1月超2月以下 5人、3月超4月以下 1人、5月超 1人 | |

14. 休業制度

職員の休業制度は次のとおりです。(平成17年4月1日現在)

| 休業の名称 | 内 容 |
|-------|---|
| 育児休業 | 3歳に満たない子を養育する場合取得できる無給休業 [平成16年度の取得状況] 女性36人、男性0人 |
| 部分休業 | 3歳に満たない子を養育している場合で、その子の保育園の送迎等のために30分単位で2時間まで取得できる無給休業 [平成16年度の取得状況] 女性1人、男性0人 |

15. 分限及び懲戒の状況 (平成16年度)

| 分限処分 | | 懲戒処分 | |
|------|-----|------|----|
| 降任 | 0人 | 戒告 | 5人 |
| 免職 | 0人 | 減給 | 0人 |
| 休職 | 38人 | 停職 | 0人 |
| 降給 | 0人 | 免職 | 0人 |
| 計 | 38人 | 計 | 5人 |

16. サービスの状況 (平成16年度)

職務専念義務免除

| | |
|---------|------|
| 研修・講師依頼 | 166人 |
| 職員組合活動 | 108人 |
| 文化体育活動 | 79人 |
| 勸奨退職 | 14人 |
| その他 | 9人 |
| 計 | 376人 |

営利企業等の従事許可

| | |
|-----|-----|
| 公務 | 6人 |
| 講師 | 5人 |
| その他 | 0人 |
| 計 | 11人 |

17. 研修及び勤務評定の状況

職員研修制度

市川市の職員研修所が行う研修は、職位ごとに受講を義務付けた一般研修、公募型で希望者が受講できる特別研修、そして高度な専門知識の習得や職務遂行能力の向上を図るために研修機関に派遣する派遣研修で組み立てられています。

平成16年度の研修受講者数

| | |
|------|--------|
| 一般研修 | 1,681人 |
| 特別研修 | 1,307人 |
| 計 | 2,988人 |

勤務評定

市川市の勤務評定制度は、地方公務員法第40条の定めに従い、昭和58年度から実施しているものです。その内容は、1年を上期と下期の半年毎に分けて、その間の職員の勤務状況を直属の上司が評定して、職員の育成や昇任、昇給等の処遇に役立てるものです。そして、平成11年度には、評定要素を成績、情意、能力別に11項目に細分化するとともに、平成13年度からは、評価結果を勤勉手当の支給率に反映させるなど、制度の充実に努めています。

市川市職員勤務評定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条第1項の規定に基づき実施する職員の勤務成績の評定(以下「勤務評定」という。)について必要な事項を定める。

(被評定者の範囲)

第2条 勤務評定は、次の各号に掲げる者を除き、すべての職員について実施する。

- (1) 臨時的任用職員
- (2) 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く)
- (3) 任命権者が評定の実施を不適當又は不必要と認める職員

(評定の種類)

第2条の2 勤務評定は定期評定及び特別評定の2種類とする。

(評定日及び評定期間)

第3条 定期評定は毎年5月1日と11月1日を評定日とし、その評定期間は各評定日前6月の期間とする。

(条件附採用期間の評定)

第3条の2 特別評定は採用から5月を経過した日を評定日とし、その評定期間は採用から5月の期間とする。

(評定者)

第4条 勤務評定を行う者(以下「評定者」という。)は、任命権者が被評定者の監督者の中から指定するものとする。

(調整者)

第4条の2 調整者は評定者が行った評定に補正の必要を認めた場合、評定者と協議をし、評定の補正をする。

(考課票及び条件附採用期間勤務評定書)

第5条 定期評定は、別に定める考課票により実施する。また、特別評定は、別に定める条件附採用期間勤務評定書により実施する。

- 2 評定者は、公正な判断に基づいて職員の勤務成績を考課票及び条件附採用期間勤務評定書に記録しなければならない。

3 前項の規定により記録された後は、事務上の誤りがある場合のほかはいかなる者も考課票及び条件附採用期間勤務評定書の内容を変更することはできない。
 (考課票及び条件附採用期間勤務評定書の効力)
 第6条 考課票及び条件附採用期間勤務評定書は、当該評定期間における職員の勤務成績を示すものとする。
 ただし、特別の理由がある場合を除き、新たに勤務評定が行われるまでの間は、当該職員の勤務成績を示すものとみなすことができる。
 (結果の取扱)
 第7条 勤務評定の結果については、公開しないものとする。
 (その他)
 第8条 この要領の実施について必要な事項は、別に定める。

18. 福祉及び利益の保護の状況

職員の福祉に関する措置

職員及び家族の福利厚生 of 充実を目的として、昭和37年7月に職員互助会が発足しました。事業内容としては、福利厚生事業の他に給付事業、貸付事業、食堂運営などがあります。
 平成16年度の決算の状況は次のとおりです。

| | 予算 | 決算 |
|----|--------------|--------------|
| 歳入 | 273,439,000円 | 271,878,543円 |
| 歳出 | 273,439,000円 | 252,261,743円 |

公務災害及び通勤災害の状況

職員が公務又は通勤により受けた身体的損害(負傷、疾病、障害又は死亡)を補償するもので、平成16年度の状況は次のとおりです。

| 公務災害の申請受理件数及び認定件数 | | 通勤災害の申請受理件数及び認定件数 | |
|-------------------|----|-------------------|----|
| 申請 | 9件 | 申請 | 1件 |
| 認定 | 9件 | 認定 | 1件 |

19. 公平委員会の業務の状況

公平委員会の職務は、職員の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益な処分についての不服申し立てを審査し、必要な措置を講ずることです。

平成16年度において、勤務条件の措置の要求及び職員に対する不利益な処分についての不服申し立てはありません。